

令和4年4月15日

鏡山小学校
保護者の皆様へ

京都市立鏡山小学校
校長 高嶋 登

電話対応終了時刻の変更について

日頃より本校教育活動に多大なご支援・ご協力をいただきありがとうございます。新年度を迎える入学、進級した子どもたちがいきいきと学ぶことができる活力のある学校づくりをめざし、本年度も日々精進して取り組んでまいりたいと存じます。

さて、懸案である『学校・幼稚園における働き方改革』も保護者の皆様のご理解を得ながら取り組んでいるところにあります。京都市では平成30年3月に京都市教育委員会・京都市PTA連絡協議会・各校園長会が「学校・幼稚園における働き方改革推進宣言」(令和2年3月改訂・裏面参照)を、また令和2年3月には「京都市『学校・幼稚園における働き方改革』方針」を策定しました。以来の取組により、教職員の超過勤務については一定減少傾向にありますが、方針で示されている「月45時間、年360時間以内の超過勤務」の達成には至らない状態にあり、本校においても、努力を重ねている状態にあります。つきましては、更なる実態改善の取組の一つとして、京都市小学校長会が平成30年に定めた「電話対応終了時刻」が4月から変更されることとなり、本校においても以下の対応とさせていただくこととしました。

電話対応終了時刻 18:30まで（令和4年4月より）
教職員も速やかな退校を鋭意努力いたします。

学校事情により、定刻通りにならない場合もありますが、全市小学校においての教職員の働き方改革推進のための取組を進めています。子どもと向き合う時間を確保し、いきいきとやりがいを持って働くことができる環境の整備や、「質の高い教育活動の実践」「教職員一人一人の自己研鑽の時間の確保」「将来にわたる教職員の確保」といった本市教育の根幹に関わる課題解決につなげるものとしていきます。

< 鏡山小学校では >

校長会の方針に基づき、本校においても教職員の働き方改革を進めてまいります。もっとも、これらの時刻設定については、本来の勤務時間を大幅に超過するものであり、今後は更なる改善に努めなければならない状況にあります。今後ともご理解・ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

《通常》 ・電話対応時間 8:00～18:30（土日祝は対応いたしません）
※なるべく勤務時間内（～17:00）にご連絡をお願いします。

《長期休業中》 ・8:30～17:00（土日祝・学校閉鎖期間は、対応いたしません）

学校・幼稚園の働き方改革推進宣言

～次代へつなぐ「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」教育の質の向上を目指して～

教育委員会・学校園・PTAは、相互に緊密に連携し、

学校・幼稚園の働き方改革に向けた取組をより一層推進してまいります。

京都市では、これまでから、「開かれた学校づくり」の下、保護者・地域の皆様の御支援と、教職員の熱意あふれる取組により、学校・保護者・地域が一丸となって、子どもたちの確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成に取り組んでまいりました。

一方、文部科学省が平成28年度に実施した教員勤務実態調査結果では、小学校教員の33%，中学校教員の57%がいわゆる「過労死ライン」である月80時間以上の時間外勤務をしている実態が明らかになり、京都市においても、所定の勤務時間（夜間定時制の高校等を除き、8時30分～17時を基準に各校園で設定）を大きく超える超過勤務や部活動・行事等による土日・休日出勤等、上記の全国調査とほぼ同様の多忙な実態があります。

こうした中、京都市教育委員会・市立学校各校園長会・京都市PTA連絡協議会では、「学校・幼稚園の教育活動の一層の充実のため、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、いきいきとやりがいを持って働くことのできる環境をつくっていくことが必要である」との思いを共有し、相互に連携し、様々な角度からの見直し等も行なながら、平成30年3月、初めて本宣言を策定し、取組を推進してきたところです。

京都市では、平成14年度に他都市に先駆けて夏季休業期間中の連続休暇取得の促進のため「学校閉鎖日」を設定し、順次その拡大を図るほか、会議や学校行事の精選、ICTによる事務の効率化、独自予算による少人数教育の推進等に取り組んでまいりましたが、このたび、国における法改正等を受け、令和2年4月、教員の超過勤務の上限時間を月45時間、年間360時間以内（「臨時の特別な事情」により勤務せざる場合を除く）と規定するとともに、新たに「学校・幼稚園における働き方改革方針」（令和2～6年度の5年計画）を策定し、更に徹底した取組を推進することとしました。

今後とも、適正な勤務時間管理を図るとともに、教職員一人一人がいきいきとした姿で子どもに向き合いながら、授業改善、自己研鑽に取り組む時間を確保することで、次代へつなぐ「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」教育の質の向上を目指し、各学校・幼稚園の状況を踏まえながら、以下のような取組を進めてまいります。

たとえば・・・・

- 効率的で質の高い教育活動や未来を見据えた新たな学びの推進に向けた
各学校・幼稚園の子どもや地域の実態を踏まえた事業の見直しや精選、業務改善の更なる推進
- 閉校時刻や電話対応開始・終了時刻、定時退校日などの設定
所定の勤務時間（夜間定時制の高校等を除き、8時30分～17時を基準に各校園で設定）を踏まえた電話対応や学校・幼稚園の業務を終了する時刻を設定する等の取組
- 校務支援員（教員の業務を補助するスタッフ）、部活動指導員の配置（中学校・高等学校）、
小学校の専科教員の増員などの人的措置
- 「部活動ガイドライン」に基づく部活動休養日や適切な練習時間の設定
※学習や家庭での生活時間、地域活動等、多様なものに目を向ける時間の確保、スポーツ障害の防止や疲労回復の点からも大切です。
【本市の部活動ガイドライン等で定めている部活動休養日等】
小学校：練習は週3日以内（1日の活動時間は1時間半程度を上限）
中学校：週2日以上の部活動休養日（平日1日・土日1日）、練習時間は平日2時間程度、夏季等の休業日は3時間程度
高等学校：週1日以上の部活動休養日、練習時間は平日3時間程度、夏季等の休業日は4時間程度

また、京都市PTA連絡協議会では、「今こそ、子どもを真ん中に！」を合言葉に、教職員が一人一人の子どもにしっかりと向き合える教育環境の実現に向け、「PTAとしての『働き方改革』メッセージ」（※）に基づく取組を実践することにより、「子どもも大人もいきいきと笑顔あふれる学校・幼稚園」づくりを共に進めてまいります。

（※）「対話しよう！」「分かち合おう！」「見つめ直そう！」を3つの柱とし、改めて教育の出発点が家庭にあることを認識するとともに、保護者と教職員とが信頼関係を築きながら、共に働き方改革に取り組んでいくことを目指しています。

保護者の皆様におかれましては、働き方改革を通じた、子どもの学びや育ちの充実に向けた学校・幼稚園づくりの取組について、御理解・御協力をお願い申し上げます。

令和2年3月

京都市教育委員会・京都市PTA連絡協議会・京都市立幼稚園長会・京都市小学校長会
京都市立中学校長会・京都市立総合支援学校長会・京都市立高等学校長会